

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：林業振興費

事業名 森林経営計画推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 森林整備課 スマート林業推進係 電話番号:058-272-1111(内 3252)

E-mail: c11515@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 832 千円 (前年度予算額 : 770 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	770	0	0	0	0	0	0	0	770
要求額	832	0	0	0	0	0	0	0	832
決定額	832	0	0	0	0	0	0	0	832

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成23年度の森林法改正により、平成24年度から森林経営計画制度の運用が始まった。森林経営計画は森林所有者又は森林経営を受託者が、伐採・造林や作業路網の整備や森林の保護等、自ら自発的に立てる5年間の計画である。令和元年度末時点における森林経営計画作成面積は112,721haで、目標値である令和3年度までに200,000haには及んでいない。

現在、25年生までの若い人工林面積は5%のみで、森林の少子高齢化状態であり、人工林の平準化に向け、主伐・再造林を進める必要がある。

そこで、主伐・再造林を推進するための課題分析し、主伐・再造林計画を森林経営計画に反映させる必要があり、将来の森林資源確保に向け、効率的かつ持続的な森林経営推進を図ることが重要である。

(2) 事業内容

(ア) 事業目的・事業効果

市町村森林整備計画の実現と、効率的かつ持続的な森林経営の推進を図るため、森林経営計画の作成や実行監理の指導を行う。

(イ) 内容

1) 森林経営計画の指導

市町村や林業事業体に対し、森林経営計画の策定、認定、実行監理に関する指導やシステム運用に関する技術指導を行う。

2) 主伐・再造林の先進事例の普及

先進事例について講演会を開催し、技術やノウハウについて普及を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10(一般財源)

持続的に地域森林の適正な管理を推進するため、県が構築したシステムを通じて森林経営計画作成等を指導していく必要がある。

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	140	生産性向上講演会等報償費
旅費	591	業務打合せ等(東京都)、制度運営説明会等(県内各地)
消耗品費	61	森林経営計画マニュアルコピー用紙、その他消耗品等
燃料費	10	レンタカー燃料費
使用料	30	会議室借上、レンタカー使用料
合計	832	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3期森林づくり基本計画

1 健全で豊かな森林づくりの推進 (1) 災害に強い森林づくりの推進

(2) 国・他県の状況

国において、持続可能な森林経営を樹立し、森林の多面的機能を発揮させるために、効率的な森林施業や適切な森林の保護を進めるための森林経営計画作成を進めている。

(3) 後年度の財政負担

森林経営計画制度は森林法に基づくものであり継続予定。

(4) 事業主体及びその妥当性

1) 事業主体：県

2) 妥当性：地域森林の適正な管理を推進するため、またシステムを構築した県が主導で指導していくことは妥当である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

岐阜県内の森林経営計画認定面積について、第3期岐阜県森林づくり基本計画期間（平成29～令和3年度）に、累計20万haが認定されるよう支援指導する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
				（前々年度末時点）		
森林経営計画の策定面積	106千ha (H27)	102千ha (H29)	105千ha (H30)	113千ha (R1)	200千ha (R3)	52%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数）

森林経営計画実行監理システム研修（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により中止し、個別開催 5/27 1社）

（前年度の成果）

・前年度の取り組みにより得られた事業の成果、今後見込まれる成果

平成24年度に認定された森林経営計画が5年を経過して更新されず経営計画面積が一度は減少したが、H30年度からは再増加傾向となっており、引き続き森林経営計画作成、実行監理指導を行うことにより面積の増加が期待できる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） <p>○：必要性が高い △：必要性が低い</p>	
(評価)	<p>○</p> <p>今後、森林経営計画に沿って間伐や造林等の森林整備を進めていく必要があるため、森林経営計画制度の周知は必須である。また、市町村及び事業体に対して、森林の専門的な知識を持った県の職員が技術的な支援・指導を行う必要がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） <p>○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている</p> <p>△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>○</p> <p>平成24年4月から森林経営計画制度が始まったが、令和2年3月末現在で112,721haが認定された。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） <p>○：効率化は図られている △：向上の余地がある</p>	
(評価)	<p>○</p> <p>実行監理システムの操作方法を指導することは業務の効率化につながり、主伐・再造林対策等森林整備事業関係の事業計画作成等が円滑に行える。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>市町村及び事業体に対しては、一定の周知が図られてきたが、今後は共同計画や区域計画の作成や実行監理について、さらに周知していく必要がある。</p> <p>また、現地の状況により計画策定が困難な地域や主伐・再造林を盛り込んだ計画策定の方法等を検討する必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業化。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>令和2年度以降も、森林所有者等へ森林経営計画制度の周知を図るとともに、共同計画や区域計画の作成指導や計画の実行監理や主伐・再造林対策につながる計画作成の支援・指導を行う。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	<p>なし</p> <p style="text-align: right;">【○○課】</p>
<p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	